

所得税および 復興特別所得税の確定申告

●所得税、贈与税、消費税の相談 昭 and 税務署 (☎052・881・8171) ※音声案内に従い、用件に応じた番号を押してください。
●町・県民税の相談 税務課 (☎0561・56・0724)

マイナンバーカードとスマートフォンで e-Tax!

確定申告はマイナンバーカードとスマートフォンを利用した申告が便利です。

- ・時間と場所を選ばず申告が出来ます。
- ・スマートフォンのカメラで給与所得の源泉徴収票を撮影すれば、源泉徴収票の内容が自動で入力されます。
- ・e-Taxなら還付がスピーディーです。
- ・マイナポータル連携※1でふるさと納税や医療費※2などのデータを一括取得し、確定申告書に自動で反映させることができます。

※1 マイナポータル連携には事前設定が必要です。

※2 医療費については、2月中にマイナポータルから取得可能となる予定です。(令和3年分は9～12月診療分に限りま)



マイナポータル連携
特設ページはこちら

〈利用方法〉

STEP 1 国税庁ホームページへアクセス

確定申告



確定申告書等
作成コーナーにアクセス

STEP 2 確定申告書等を作成

- ・マイナポータル連携や、過去の申告データを利用して自動入力
- ・画面の案内に沿って入力すれば、税額まで自動計算



動画で見る確定申告



確定申告書等作成コーナーを利用した入力方法などを動画で案内しています。

STEP 3 作成した申告書を提出

- ・国税庁ホームページから e-Taxイー・タックスで送信
 - ・印刷または書き写して郵送で提出
- 印刷の際は、ご自宅のプリンタまたはコンビニなどのプリントサービス(有料)をご利用ください。

〈相談方法〉

▶チャットボットでの相談



▶お電話での相談

イー・タックス
e-Tax・作成コーナーヘルプデスク
☎0570・01・5901

申告が必要な人

①給与所得がある人

- ・給与の年間収入金額が2,000万円を超える人
- ・給与を1カ所からもらっていて、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）の合計が20万円を超える人
- ・給与を2カ所以上からもらっていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）の合計が20万円を超える人



②年金などを受給している人

公的年金などの所得金額から所得控除を差し引いて残額がある人

- ※公的年金などの収入金額が400万円以下で、それ以外の所得金額が20万円以下である場合は不要。ただし、その場合でも、町・県民税の申告が必要な場合があります。詳しくは7ページをご覧ください。
- ※確定申告が不要な人でも、計算の結果、源泉徴収されている所得税の還付を受ける場合には、申告が必要です。

③その他（事業や不動産の収入がある人、土地や建物を売った人など）

事業所得や不動産所得などの各種所得の合計額（譲渡所得や山林所得を含む）から所得控除を差し引き、その金額（課税される所得金額）に所得税の税率を乗じて計算した所得税額から、配当控除額と年末調整によって受けた住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）額の合計額を差し引いて残額がある人など

- ※退職所得がある人は、一般的には不要です。ただし、外国企業から受け取った退職金など源泉徴収されないものがある場合は申告が必要です。

還付申告ができる人

給与などから源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金が、年間の所得税および復興特別所得税額よりも多いときは、還付申告をすることにより納め過ぎた税の還付が受けられます。

給与所得がある人は、原則、次のような場合に還付申告ができます。

①多額の医療費を支出した場合

②ふるさと納税など特定の寄附をした場合

- ※ふるさと納税をした人が確定申告をする場合、ワンストップ特例を申請していても、ふるさと納税の寄附金額を含めて申告する必要があります。

③一定の要件のあるマイホームを取得するなどし、住宅ローンがある場合

④年の途中で退職したため年末調整を受けておらず、所得税および復興特別所得税の源泉徴収額を納め過ぎている場合など



確定申告会場

下記期間において、臨時の申告会場を設けます。

◆役場

所得税および復興特別所得税、個人事業者の消費税および地方消費税の申告を受け付けます。

と き 2月16日(水)～2月28日(月) の平日

※午前8時までは役場庁舎への入庁をお断りしています。

ところ 役場2階大会議室

①所得税および復興特別所得税のうち収入が給与、年金、雑、配当、一時のみで、来場し申告される人が75歳以上（昭和22年3月31日以前生まれ）の人

※ただし、事前予約（申込期限1月26日(水)）をした人に限ります。（予約なく当日お越しになっても受け付けできませんのでご注意ください。）

②所得税および復興特別所得税のうち、住宅ローン控除1年目である人や、事業所得、不動産所得などの申告をされる人（相談時間 午前9時30分～正午、午後1時～4時）

※人数制限あり。（当日受付時に入場整理券を配付します。）

- 注意事項**
- 役場では譲渡所得や贈与税に関する相談は受けられません。税務署の相談をご利用ください。（下記参照）
 - 会場では、パソコンを利用した申告書の作成を行います。
 - 記入された確定申告の受け取りは、2月16日（水）から2月28日（月）午後4時までです。

◆税務署

所得税および復興特別所得税、個人事業者の消費税および地方消費税、贈与税の申告を受け付けます。

と き 2月16日(水)～3月15日(火) の平日 午前9時15分～午後5時
2月20日(日)、2月27日(日) も開設

ところ 電気文化会館5階（(名古屋市中区栄二丁目2-5) 地下鉄伏見駅4番出口から徒歩2分）

※受付終了時間は当日の入場整理券配付終了時です。

※会場への入場には、「入場整理券」が必要です。入場整理券は、当日会場での配付と LINEを通じたオンライン事前発行があります。



なお、入場整理券の配付状況に応じ、後日の来場をお願いすることもありますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

※期間中は、税務署内での申告書の作成指導は行いません。

※確定申告会場では、スマートフォンまたはパソコンを利用した確定申告書の作成を行っています。

※2月15日（火）までの税務署での申告相談は、入場整理券が必要です。

事前予約をすることなく税務署にお越しいただいた場合は、会場の混雑状況により申告相談できないことがあります。

※会場には駐車場がありません。公共交通機関でお越しください。

町・県民税の申告

確定申告をする必要がない人でも、町・県民税の申告が必要な場合があります。

申告をしないと、所得控除（扶養控除、各種保険料控除、医療費控除など）が適用されず、町・県民税が高くなる場合があります。

町・県民税の申告が必要な人

令和4年1月1日現在、町内在住で、次のいずれかに該当する人

- ①前年中に所得はあるが、確定申告をする必要がない人
- ②前年中に所得がなく、同一世帯内の誰にも扶養されていない人
- ③前年中に所得がなく、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険に加入している人
※申告の有無で、保険税（料）額が変わる場合があります。
- ④公的年金などを受給していて、確定申告が不要な人のうち、町・県民税を計算する上で所得控除の追加が必要な人



町・県民税の申告が不要な人

- ①令和3年分の確定申告書を提出した人、提出する人
- ②所得が給与所得のみで勤務先から町へ給与支払報告書が提出されている人
- ③所得が公的年金所得のみで、年金支払報告書（公的年金などの源泉徴収票）に記載されている所得控除以外に追加する所得控除がない人



町・県民税の申告書を郵送します

昨年、町・県民税の申告書を提出した人に申告書を2月中に郵送します。必要事項を記入の上、3月15日（火）までに返信してください。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送での提出にご協力ください。新たに申告が必要な人や申告書が届かない人は、税務課町民税係までご連絡をいただければ申告書を郵送します。

町・県民税の申告会場

下記期間において申告会場を開設します。計算方法や申告書の記載方法などが分からない場合は、必要書類（下記参照）をお持ちのうえ申告会場にお越しください。

とき

3月1日(火)～3月15日(火) の平日
午前9時～正午、午後1時～3時

ところ

役場2階大会議室

確定申告、町・県民税の申告に必要なもの

必要書類は申告内容によって異なります。確定申告は昭和税務署へ、町・県民税の申告は役場税務課へお問い合わせください。

●控除を受ける・受けないどちらの人もお持ちください

マイナンバーカード

※持っていない人は①番号確認書類1点（通知カード、マイナンバー入りの住民票など）と②本人確認書類1点（運転免許証など）をお持ちください。

所得金額を証明する書類

給与や年金の源泉徴収票（原本）、事業の収支内訳書・帳票書類など

〈確定申告のみ〉

e-TaxのIDとパスワードの分かるもの
（すでに取得している人のみ）

※平成30年1月以降に役場の申告相談会場でパソコン（e-Tax）を利用して申告した人は、お持ちになるとスムーズに申告できます。

申告者本人の通帳（還付を受けられる人のみ）

●控除を受ける人のみお持ちください

控除の種類	必要な書類
社会保険料控除	払込証明書
生命保険料控除	生命保険料支払証明書
地震保険料控除	地震保険料支払証明書
障害者控除	障害者手帳、障害者控除対象者認定書
医療費控除	医療費控除の明細書（領収書の添付または提示は必要ありませんが、領収書は5年間保管してください。）
寄附金控除	寄附先から交付を受けた受領書など

医療費控除対象（例）

- ・歯科矯正費用・インプラント治療費（容貌を美化するためのものを除く）
- ・通院に関する交通費（電車・バスなどの公共交通機関）
- ・薬代（ケガや病気の治療のため）
- ・生計を一にする配偶者やその他の親族のために支払った医療費
- ・治療のための、はり・灸・マッサージ
- ・介護保険制度で提供された一定の施設・居宅サービスの自己負担額
- ・人間ドック、健康診断の費用（引き続き治療を行った場合を除く）
- ・予防接種（インフルエンザなど）
- ・子ども医療適用分（町では18歳まで補助しているため、明細から省く必要がある）
- ・タクシー代（電車やバスなどの公共交通機関が利用できない場合を除く）
- ・自家用車で通院する場合のガソリン代・駐車料金